● 令和3年度蓮田市決算審査意見書及び行政監査結果報告書の提言等への対応状況について

○一般会計・特別会計　第７　むすび　〔１　提言要望事項〕

頁	項 目	提言・要望事項	対応の状況	所管課
50	(1) 税収確保と計画的な予算執行について ① 税収確保について	歳入において、自主財源の根幹をなす市税は 80 億 7,820 万 5,216 円で前年度対比 1 億 642 万 1,153 円(1.3%)減少した。主な要因としては、評価替えの影響等で固定資産税が 33 億 3,602 万円で前年度対比 9,299 万円(2.7%)減少、個人市民税が 36 億 1,778 万円で前年度対比 6,265 万円(1.7%)減少したことなどが挙げられる。市税収入は減少となったが、収納率については 98.1%(前年度対比＋0.2 ポイント)で 9 年連続の上昇となっている。今後も、納税者のおかれた状況にも配慮した的確な対応により、税収確保に努めていただきたい。	納税者のおかれた状況に配慮した対応として、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点も踏まえ、市県民税の申告では、申告用紙発送の際に返信用の封筒を同封するなど、郵送による申告を積極的に推奨します。また、申告相談会は三密を回避するために完全予約制で実施し、市民が安心して参加できるよう配慮します。同様に、固定資産税の調査では、訪問時に手指消毒の徹底や申出により図面及び聞き取りによって対応するなどの配慮を行っています。 また、納税者に対する納期内納税の啓発、必要に応じて関係各課と連携を図りながら、滞納者への督促、催告、差押の手続を迅速かつ適切に実施することにより、税収確保に努めています。	税務課 収納課
50	(1) 税収確保と計画的な予算執行について ② 計画的な予算執行について	新型コロナウイルス感染症の影響により事業の見通しが立てづらいなかではあるが、御尽力により一般会計及び特別会計の決算における不用額は 13 億 3,917 万 3,960 円で、前年度と比較し、3 億 3,938 万 1,774 円減少した。一方、一般会計の予算流用件数は 76 件で前年度より 30 件増加し、金額では 3,939 万 800 円で前年度より 1,491 万 800 円増加している。限られた財源を有効活用するため、地方自治法施行令第 150 条及び蓮田市予算事務規則第 12 条により策定される予算執行計画に基づき、計画的、効率的な予算執行を望むものである。	予算執行計画に基づき計画的、効率的な予算執行を図るため、令和4年9月26日に、不用額の削減や減額補正の要求などの「予算の計画的、効率的な執行について」通知し、庁内周知を図りました。また、12月1日の3月補正予算要求通知においても、不用額の削減に努める旨を周知するとともに、9月26日付通知を再掲しました。 不用額の抑制のため、予算流用は有効ですが例外的な手段であるため、補正予算案の作成の際に事業の執行状況なども考慮し、配当された予算が予算執行計画に基づき効率的に執行されるように配慮しています。	財政課

頁	項 目	提言・要望事項	対応の状況	所管課
50	(1) 税収確保と計画的な予算執行について ③ 事業の検証について	前年度に続き、新型コロナウイルス感染症対策の国庫補助金等 により、様々な事業が行われているが、今後、これら国県補助金等は減少することが想定される。また、人口の減少や高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症長期化等の影響により税収の見込みも先行きが不透明な状況である。このため、中期的な財政見通しのもと、社会経済情勢の変化に応じた事業の見直しを進めるとともに、事業の遂行に当たっては、実施の方法、効果等について検証を行い、次年度以降の事業展開に生かしていくことが望まれる。	市では所管事業ヒアリングにより、各部署の事業の進捗状況を把握するとともに、毎年度向こう3年間の歳入歳出規模を見積もり、直近の各種財政指標も参考にしながら3か年の事業を精査し、優先的に行う事業を決定しております。 また、蓮田市第5次総合振興計画は、令和5年度からの計画後期に向け見直しを行うため、市民意識調査やパブリックコメントの実施、総合振興計画審議会等の審議を経て変更案を作成し、令和5年3月蓮田市議会定例会において議決されました。今後も進行管理により事業効果を検証し、事業を実施してまいります。	政策調整課
51	(2) 設備整備の推進について	市役所庁舎の自家発電装置について、故障により緊急で地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号によりリース契約がされていた。自家発電装置は市役所庁舎建設時に設置され、30 年以上経過していることから耐用年数を超えていたが、毎月の点検で異常がなかったことや多額の更新費用が見込まれることから更新されていなかった。 自家発電装置については、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成 28 年 2 月内閣府）」や「地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について（平成 28 年 10 月 28 日付消防災第 143 号）」において、災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時の停電に備え非常用電源を整備することが推奨されており、市役所の防災拠点としての機能維持のためには優先的な更新が必要と考えられる。 新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による厳しい財政状況のなか、設備の老朽化に要する費用については多額の財政負担が想定されるが、災害対策等も考慮し、効果的 、計画的な設備整備の推進に努められたい。	自家発電装置につきましては、賃貸借契約を結び、同等の自家発電装置を設置し非常時に備えております。また、新たな自家発電装置につきましても設計が完了し、工事発注の準備をしております。ご指摘のとおり、市役所庁舎は、災害時において災害対策本部が設置されるところになりますので、効果的、計画的な設備整備の推進に努めていきます。	庶務課
51	(3) 消耗品、備品など物品の分類について	消耗品、備品など物品の分類については、蓮田市財産規則第 31 条第 2 項に、物品の細目は別に定めると規定されているが、これまで定められていなかった。 市の統一的な物品細目の基準を作成することにより、予算編成や、支出科目の判断、物品管理など市全体の事務改善に繋がると思われることから内容を検討したうえで物品細目を早急に定めるべきである。	物品の分類につきましては、蓮田市財産規則に定められており、その細目は別に定めることとなっています。現在、明文化した基準がありませんので、「物品の分類基準」を定めるため、原案を作成しました。今後、関係各課で調整してまいります。	会計室

頁	項 目	提言・要望事項	対応の状況	所管課
51	(4) 適切な予定価格の設定について	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により随意契約を結ぼうとする際の 3 者見積りで、落札率が 100%の契約が複数見受けられた。一方、個々の理由があるかと思われるが落札率が 50%を下回るものや、同様の契約内容で複数年連続 して落札率が 50%を下回るものも見受けられた。 蓮田市契約規則第 21 条第 3 項では、1 件の予定価格が 30 万円(修繕にあっては 50 万円)を超えるものは原則として予定価格を定めることとされている。また、蓮田市契約実務マニュアルでは、予定価格決定の根拠となる設計書の作成に当たっては、埼玉県及び国等の積算基準や単価により作成し、基準のないものについては、公的な雑誌等による物価資料又は参考見積書により作成するとしている。さらに、参考見積書は、実勢価格で 3 者以上から徴取し設計単価を定めること、設計単価の算出方法に根拠となる基準がない場合は、原則として見積金額の平均値により設計単価を定めることとしている。 予定価格については、その金額が支出額の上限となるため、適切に設定されていないと調達価格が著しく高額となる可能性もある。蓮田市契約規則第 22 条で準用する同規則第 9 条第 2 項において「予定価格を定める場合においては、契約の目的となる当該物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めなければならない。」とされていることを踏まえ、過去の契約実績等を勘案したうえで適切な予定価格の設定をし、効率的な予算執行を図られたい。	予定価格の設定につきましては、ご指摘のとおり蓮田市契約規則第 22 条で準用する同規則第 9 条第 1 項及び第 2 項により算出すべきものと考えております。落札率 50%を下回る随意契約につきましては予定価格を算出する前段として、設計額図書を積算するにあたり見積書を参考としたものが多いため、今後につきましては見積書を入念に精査し、設計書の作成をするよう関係課へ指導しました。	契約検査課

○水道事業会計　第４　審査の結果　８　むすび　〔１　提言要望事項〕

頁	項 目	提言・要望事項	対応の状況	所管課
71	(1) 経営健全化について	営業収益 11 億 2,619 万 9,995 円に対し、営業費用は 10 億 9,944 万 8,308 円となっており、営業利益は 2,675 万 1,687 円の利益(前年度対比 1 億 1,090 万円、131.8%増)となっている。これに営業外利益 9,049 万 9,511 円(前年度対比 3,907 万円、30.2%減)を加えた当年度純利益 は 1 億 1,725 万 1,198 円となっている。営業利益の増は、新型コロナウイルス感染症対策として行った水道料金の一部減額期間が、令和 2 年度の 10 か月間ら令和 3 年度は 2 か月間になったことによる給水収益の増加が影響したと考えられ、営業収支比率も 102.43%で、前年度(92.16%)に比べ 10.27 ポイント上昇した。 また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は 101.53%と、前年度 90. 66%)に比べ 10.87%上昇し、事業に必要な費用を給水収益でまかなえている状況である。 経営の健全性を示す経常収支比率は 110.54%で、前年度(104.17%)に比べ 6.37 ポイント上昇し、健全経営の水準とされる 100%を上回っている。長期健全性を示す自己資本構成比率は 87.10%で前年度(85.89%)に比べ 1.21 ポイント上昇しており、自立性が高い財政状態であるといえる。短期債務に対する支払能力を示す流動比率は 506.79%で前年度(557.36%)に比べ 50.57 ポイント減少しているが、安全とされる水準である。 なお、令和 3 年度末の企業債残高は、6 億 7,080 万 5,675 円で前年度末より 1 億 1,068 万 6,549 円減少し、未償還企業債の残高は年々減少している。 今後も各種経営指標を注視するとともに、それら指標や経営環境の変化に適切に対応し、健全な水道事業の経営の維持向上に努めることを望むものである。	令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症対策として水道料金一部減額を実施しましたが、一般会計から減額金額と同額程度の補助金があったこと等から、当年度純利益が増額となり、営業収支比率などの経営指標は健全な数値となっております。しかしながら、給水需要の減少が見込まれることや、新型コロナウイルス感染症の状況の先行きが不透明であること、国内外の社会情勢による物価高など水道事業経営にとって厳しい状況が続くことが予想されます。今後も経済的、効率的かつ効果的に健全な経営の維持向上に努めてまいります。	水道課
71	(2) 有収率について	漏水調査と修繕、管路更新事業推進の効果として、供給した配水量に対する料金収入の対象となった水量の割合を示す有収率が 88.6%となり、前年度比 0.5 ポイントの上昇となった。これで、令和元年度から 3 年連続の上昇となったが、経営の安定化を図るためにも更なる有収率の向上に取り組まれたい。	漏水調査の範囲拡大や手法の見直し、漏水箇所の早期修繕等取組の効果が徐々にですが出てきたと考えております。今後も今までの取組を継続し、有収率向上に努めてまいります。	水道課
72	(3) 今後の事業運営について	経常収支比率と料金回収率はともに 100%を超えており、健全な経営状況といえるが、資産の経年化状態を表す有形固定資産減価償却率と管路経年化率については、有形固定資産減価償却率が前年度(59.92%)に比べ 0.08 ポイント減少し 59.84%、管路経年化率は、49.83%と前年度(49.91%)に比べ 0.08 ポイント減少したが、どちらも上昇傾向にあり、施設や管路の経年化が進行してきている状況となっている。 一方、更新した管路延長の割合を示す管路更新率は 0.26%で前年度(0.41%)に比べ 0.15 ポイント減少したことから、管路の老朽化に対し、更新工事が追い付いていない状況にあると考えられる。 平成 30 年度から本格化した重要管路更新事業の重要管路累計更新比率は、令和 3 年度末で 6.6%となっており前年度(5.9%)に比べ 0.7 ポイント上昇したが、蓮田市第 5 次総合振興計画の成果指標「重要管路累計更新比率」令和 4 年度中間目標値である 13.9%と比較すると低い数値となっている。 一般的に更新事業を進めると損益状況は悪化する傾向となるが、経営状況も注視したうえで、管路更新率の上昇を図るとともに、重要管路累計更新比率の最終目標値(令和 9 年度)26.6%に近づけられるよう管路更新事業を計画的に推進することを望むものである。	資産の経年化状態を表す有形固定資産減価償却率と管路経年化率については、若干改善していますが、上昇傾向にあり施設や管路の経年化が進行している状況であります。蓮田市第 5 次総合振興計画の成果指標「重要管路累計更新比率」につきましては、重要管路更新事業としての老朽管更新事業と並行して漏水対策としての管路更新事業を行っているため、重要管路累計更新比率が目標値より低い数値となっています。経営状況を注視し、管路更新率の上昇及び重要管路累計更新比率の最終目標値の達成に向け事業の推進にさらに努めてまいります。	水道課

○下水道事業会計　第４　審査の結果　８　むすび　〔１　提言要望事項〕

頁	項 目	提言・要望事項	対応の状況	所管課
88	(1) 有収率について	埼玉県中川流域下水道へ支払う汚水処理費用は汚水処理量で計算される。そのため有収率が低下すると、使用料金につながる有収水量以上の汚水処理費用がかかることになり、経営上好ましくないと考えられる。 下水道事業の令和３年度の有収水量は 4,585,948 ㎥で、汚水処理量は 5,325,087 ㎥で、有収率は 86.1%となった。令和２年度の有収水量は 4,651,465 ㎥で、汚水処理量は 5,457,086 ㎥、有収率は 85.2%であることから、前年度比 0.9 ポイント上昇した。今後も侵入水等の削減など有収率の向上対策に取り組まれたい。	侵入水等による有収率低下は、下水道事業の経営に大きく影響を与えるものであると認識しております。 現在、国庫補助金を活用しながらストックマネジメント計画に基づく管渠、マンホールの点検調査を実施しているところですが、今後とも効率的な事業運営を目指すため有収率の向上に努めてまいります。	下水道課
88	(2) 今後の事業運営について	営業収益６億 1,108 万 4,742 円に対し、営業費用は 10 億 1,276 万 6,319 円となっており、営業利益は４億 168 万 1,577 円の損失となっている。これに営業外利益 4 億 6,461 万 519 円を加えた当年度純利益が 6,292 万 8,942 円（前年度対比 3,566 万円、36.2%減）となっている。経営の健全性を示す経常収支比率は 105.59%で、前年度 108.49%）に比べ 2.9 ポイント減少したが、健全経営の水準とされる 100%を上回っている。また、営業活動による採算性を表す営業収支比率は 60.34%で前年度（60.75%）に比べ 0.41 ポイント減少している。 経常収支比率は 105.59%だが、営業収支比率は 60.34%となっており、全国の下水道事業に言えることだが、一般会計からの繰入金等によって経常収支比率は 100%を上回っているものと考えられる。 一方、法定耐用年数を経過した管渠延長の割合を示す管渠老朽化率は 0%となっているが、資産の経年化状態を表す有形固定資産減価償却率は 48.03%で前年度（46.65%）に比べ 1.38 ポイント上昇しており施設等の経年化が徐々に進行してきている状況であると考えられる。 今後は、ストックマネジメント計画等を基に、中長期的視点に立った施設・設備の更新や長寿命化を図るとともに、下水道事業の中長期的な経営の基本計画である下水道事業経営戦略を基に、料金体系の見直し、一般会計からの繰入金適正化などを検討し、老朽化対策事業の推進 と経営基盤の強化を図られたい。	令和５年度にはストックマネジメント計画の見直しを予定しておりますが、これによって将来必要となる施設老朽化対策を含めた資本費見込み額を掌握し、連動する減価償却費や企業債償還金を含めた中長期の収益的収支計画（経営戦略）を立案することができるようになります。 これらのデータをベースに適正な使用料単価を確保するための使用料見直しと適正な繰入金についての議論をしてまいりたいと考えております。	下水道課

㊨

政調第４２３号
令和５年３月２３日

蓮田市監査委員　小　林　　猛　様
蓮田市監査委員　中　野　政　廣　様

蓮田市長　　山　口　京　子

令和３年度蓮田市決算審査意見書及び行政監査結果報告書の提言等への対応状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり通知します。